

特集

若者がいきいきと活躍する社会へ
成年年齢18歳に引き下げ

日本での成年年齢は民法で定められています。民法の一部改正により、令和4年4月から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。今月号の特集では、18歳で大人になると何が変わるのか、どんな影響があるのかについてご紹介します。

参考：法務省ホームページ

https://www.moj.go.jp/MinJI/minji07_00218.html

なぜ成年年齢が変わるの？

日本における成年年齢は、明治9年以来、20歳とされています。

近年、憲法改正国民投票の投票権年齢や、公職選挙法の選挙権年齢などが18歳と定められ、国政上の重要な事項の判断に関して、18歳、19歳の方を大人として扱うという政策が進められてきました。

こうした政策を踏まえ、市民生活に関する基本法である民法においても、18歳以上の人を大人として取り扱うのが適当ではないかという議論がされるようになりました。世界的にも、成年年齢を18歳とするのが主流です。成年年齢を18歳に引き下げることは、18歳、19歳の若者の自己決定権を尊重するものであり、その積極的な社会参加を促すことになると考えられています。

いつから成年になるの？

令和4年4月1日の時点で18歳以上20歳未満の方は、令和4年4月1日に

新成人となる日

生年月日	新成人となる日	成年年齢
2002年(平成14年)4月1日以前生まれ	20歳の誕生日	20歳
2002年(平成14年)4月2日 ～2003年(平成15年)4月1日生まれ	2022年(令和4年)4月1日	19歳
2003年(平成15年)4月2日 ～2004年(平成16年)4月1日生まれ	2022年(令和4年)4月1日	18歳
2004年(平成16年)4月2日以降生まれ	18歳の誕生日	18歳

成年になります。誕生日が平成16年4月2日以降の方は、18歳の誕生日に成年になります。区分については、次の表をご覧ください。

成年に達すると何が変わる？

民法が定めている成年年齢は、「人で契約をすることができる年齢」という意味と、「父母の親権に服さなくなる年齢」という意味があります。成年に達すると、親の同意を得なくても、自分の意思で様々な契約ができるようになります。また、親権に服さなくなるため、自分の住む場所、進学や就職などの進路なども自分の意思で決

定できるようになります。女性が結婚できる最低年齢は16歳から18歳に引き上げられ、結婚できるのは男女ともに18歳以上となります。一方、成年年齢が18歳になっても、飲酒や喫煙、競馬などの公営競技に関する年齢制限は、これまでと変わらず20歳です。健康面への影響や非行防止、青少年保護等の観点から、現状維持となっています。

成年年齢引き下げによって変わる事・変わらないこと

18歳(成年)になったらできること	20歳にならないとできないこと(これまでと変わらないこと)
<ul style="list-style-type: none"> ◆親の同意がなくても契約できる <ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話の契約 ・ローンを組む ・クレジットカードをつくる ・一人暮らしの部屋を借りる など ◆10年有効のパスポートを取得する ◆公認会計士や司法書士、医師免許、薬剤師免許などの国家資格を取る ◆結婚 <ul style="list-style-type: none"> 女性の結婚可能年齢が16歳から18歳に引き上げられ、男女とも18歳に ◆性同一性障害の人が性別の取扱いの変更審判を受けられる <p>※普通自動車免許の取得は従来と同様、「18歳以上」で取得可能</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆飲酒をする ◆喫煙をする ◆競馬、競輪、オートレース、競艇の投票券(馬券など)を買う ◆養子を迎える ◆大型・中型自動車運転免許の取得